

高等教育評議会（仮称）設置の提案

1) わが国の高等教育が国民の知的な生産性を高度に維持し、その国際的な競争力をさらに高め、人類の未来に大いなる貢献をもたらすための基本的な諸条件を長期的な展望のもとに検討するために、既存の諸組織からは独立した新たな機関の設置がぜひとも必要である。

2) かりに「高等教育評議会」と呼ぶことにするこの機関は、常設のものであることが望ましいが、その主要な任務は、緊急の課題を個別に論じる各種の審議会とは異なり、現状の分析に基盤をおきつつも、あくまで長期的な展望のもとに大学における教育と研究の基本的な問題を検討し、その将来における発展形態のガイドラインを確定し、必要に応じて、それにふさわしい政策を国民に向けて提言することにある。

3) この目的にそって展開される「高等教育評議会」の活動が権威あるものとならねばならないのは当然だが、その権威は、評議員の学界での地位や社会的な知名度や国際的な名声などによって保証されるものではなく、もっぱらその活動の積極性と提言の内容の説得性によって形成され、やがて社会的な影響力を発揮することになるという時間的な経過を前提とするものでなければならない。

4) 「高等教育評議会」は、まず、その設置の必要性を痛感する者たちの個人的なイニシアティブによって構想され、実現に移されることが望ましく、当初は国家予算を期待することなく自主的に運営されることになろうが、しかるべき時期に、何らかのかたちで、公式なものとして認知される可能性をあらかじめ排除するものではない。

5) 「高等教育評議会」は、複数の評議員からなる評議会と、その活動を支える事務局からなるものとするが、評議員は、他の委員会の委員や他の機関の理事、評議員などとの兼任を可能なかぎり避け、評議会の任務に専念すべきであり、事務局の構成員も、きわめて専門性の高い人材の長期にわたる確保が必要となろう。

6) 大学関係者を中心として各界の代表者をもって構成される評議員は、特定の大学や学会や政党や省庁や企業との個人的な利害関係を超え、たえず大学における教育と研究のあるべき姿を見据えて活動すべき責任を担っており、その任務の遂行に強い意欲を持ち、それを支える広い見識を持つものの中から選出されねばならない。

7) 評議会は10人程度の評議員から構成され、議長と副議長にはしかるべき権限が与えられるべきであるが、任期については少なくとも5年が適当と考えられ、評議員の交替にあたっては、この機関の役割と機能の継承性と討議内容の継続性の維持が重要であり、それが円滑に行われるための方策が講じられることが望ましい。

8) 現在、大学審議会では最終答申の提出に向けての作業が行われており、そこに盛りこまれた改革の基本理念のいくつかは、しかるべき時期に実現される可能性が高いが、たとえば大学評価のための第三者機関の設置や審議機関と執行機関との分離など、次の時代の大学設置形態にかかわる基本問題は、法制化のための技術的な作業とは別に、長期的な視点に立っての理念的な再検討の対象とされることが転換期にあっては不可欠であり、「高等教育評議会」の設置が急がれるのはそうした理由による。